

五 泉 市 地 域 防 災 計 画

【水防計画編】

目 次

【水防計画編】

第1章 総則

第1節	水防計画編の目的	1
第2節	水防計画編の内容	1
第3節	用語の定義	1

第2章 五泉市における水防組織

第1節	災害対策本部の設置及び組織事務分掌	3
第2節	水防態勢時における関係機関の連絡系統	5

第3章 河川関係重要水防箇所

第1節	重要水防箇所評定基準	6
第2節	県管理河川	7
第3節	国土交通省直轄河川	9
第4節	水防上巡視を必要とする構造物箇所	9

第4章 気象状況・洪水予報・雨量水位等の情報

第1節	気象状況の連絡	10
第2節	洪水予報の連絡	10
第3節	雨量水位等の情報	12

第5章 水防警報計画

第1節	水防警報を行う河川及び水防警報発表者	13
第2節	水防警報の対象となる水位観測所	13
第3節	水防警報の段階と範囲	14
第4節	各対象量水標の水防警報範囲	14
第5節	水防警報の例示	14
第6節	消防団による水防巡視及び水防受持区域	16

第6章 水防に関する応急対策

第1節	水防管理団体の出動	19
第2節	決壊時の措置	21
第3節	費用負担と公用負担	21
第4節	水門の操作	22
第5節	協力・応援	22
第6節	水防報告	23

第7節	通信・連絡	26
-----	-------	----

第7章 水防に関する予防対策

第1節	水防訓練	27
第2節	五泉市災害ハザードマップ	27
第3節	水防資材	27

第8章 出水期における特定地域の防災（水防）計画

第1節	佐取地域防災（水防）計画	30
第2節	郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災（水防）計画	32
第3節	防災（水防）に関する連絡系統図	34

五泉市地域防災計画 (水防計画編)

第1章 総 則

第1節 水防計画編の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定による指定水防管理団体としての市が、市内における水害を警戒し、防ぎよし、軽減するため、水防上必要な事項について、同法第32条の規定に基づき、新潟県水防計画に応じて定め、五泉市防災会議に諮って策定した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、五泉市防災会議が作成する「五泉市地域防災計画」の部門計画である。

第2節 水防計画編の内容

洪水に際し水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の3による水防警報の通知等を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときから、洪水による危険がなくなるまでの間、地域防災計画（水防計画編）に基づいて水防事務を処理するものとする。

この計画に定める水防上必要な基本事項は、次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」によるものとする。

- 1 気象情報・水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査、応急工作の実施、水防資機材の整備に関する事項
- 3 水防訓練及び教育に関する事項
- 4 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|---|
| 1 水 害 | 洪水及び豪雨により生ずる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ等の被害をいう。 |
| 2 水 防 組 織 | 五泉市地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部をいう。（風水害等対策編 第6章 災害応急対策 第1節 災害対策本部の組織・運営計画によるものとする。） |
| 3 水 防 管 理 団 体 | 水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。（法第2条） |
| 4 指定水防管理団体 | 五泉市…昭和30年度指定
県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。（法第4条） |
| 5 水 防 管 理 者 | 五泉市長
水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第2項） |
| 6 水 防 警 報 | 国土交通大臣又は新潟県知事が、指定した河川等について洪水 |

- によって災害が発生するおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第7項)
- 7 洪水予報 国土交通大臣が、2以上の道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重要な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して行う洪水予報をいう。(法第10条第2項)
- 8 水位情報周知河川 法第10条第2項に基づき洪水予報を行う河川以外の河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあるとして、国土交通大臣又は新潟県知事が、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときに、その旨を通知及び周知する河川をいう。(法第13条)
- 9 水防団待機水位
(通報水位) 各水防機関が水防活動に対し準備をする水位。
- 10 はん濫注意水位
(警戒水位) 出水期に災害が起こる恐れがある水位。
- 11 避難判断水位 市長が高齢者等避難の発令判断の目安となる水位。
- 12 はん濫危険水位
(特別警戒水位) 市長が避難指示等の発令判断の目安となる水位。
- 13 計画高水位 河川を整備する上で基本となる水位であり、河川整備の計画において設定された洪水流量を流すことができる最高水位として設定された水位。
- 14 量水標等管理者 量水標(川の水位を測るために川岸などに設置される水位観測施設)等の管理者。

第2章 五泉市における水防組織

第1節 災害対策本部の設置及び組織事務分掌

1 災害対策本部

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから危険がなくなるまでの間、市に災害対策本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

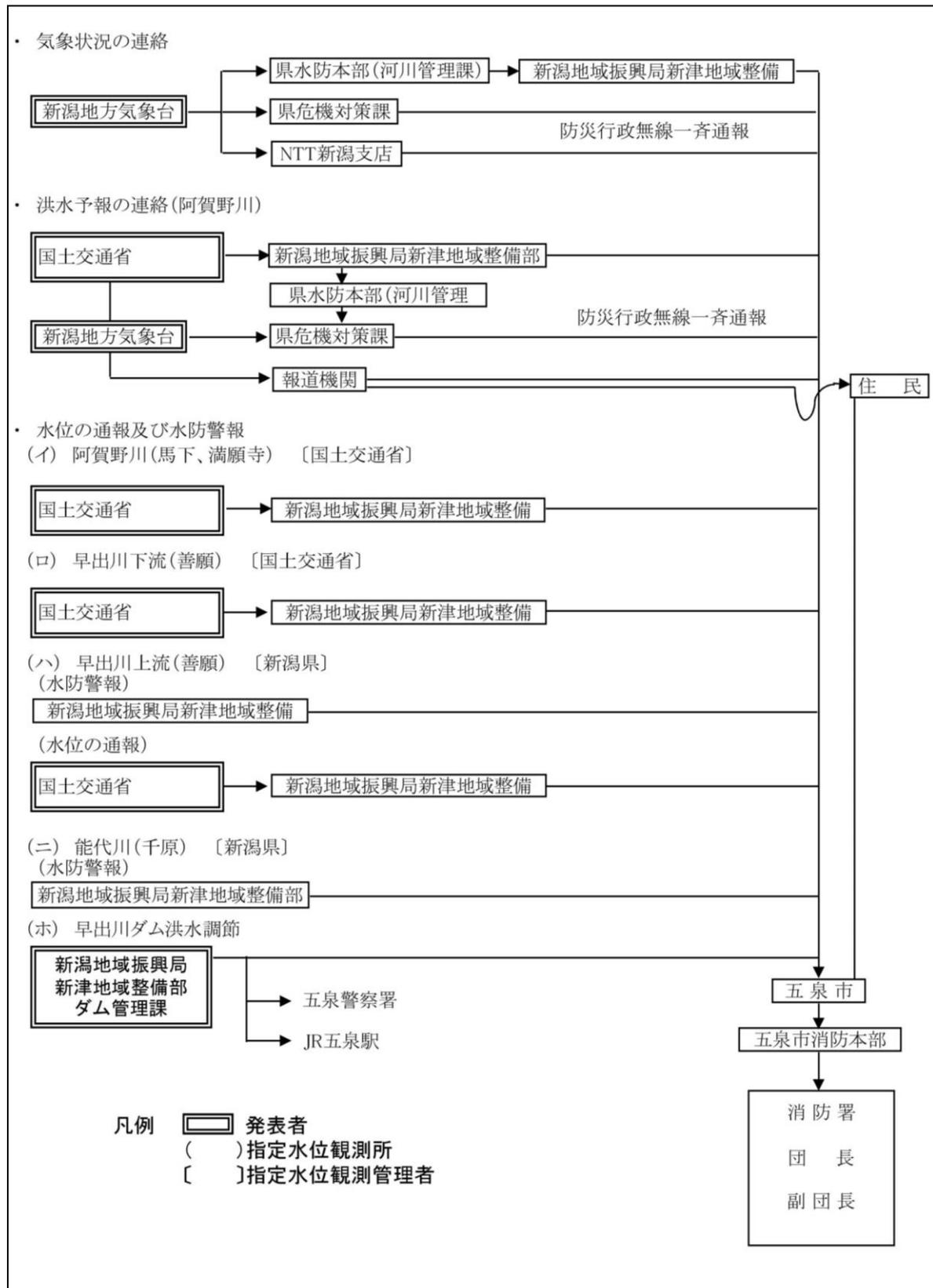
市災害対策本部の組織・運営は「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第1節によるものとする。また、職員の配備・招集体制については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第2節によるものとする。

2 消防団組織

市消防団の組織体制については、次のとおりとする。

第2節 水防態勢時における関係機関の連絡系統

主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。
 なお、関係機関の連絡先については、「五泉市地域防災計画（資料編）」の2情報伝達に関する資料 2-1 関係機関連絡表によるものとする。



第3章 河川関係重要水防箇所

第1節 重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度			要 注 意 区 間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面		現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり		法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水		漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	
陸 間			陸間が設置されている箇所。	

第2節 県管理河川

一級河川

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法					
				箇所番号	市	大字		重要区間	A	B								
34	阿賀野川	1	阿賀野川	41	五泉	佐取	堤防高 (流下能力)		左 1,200			越水						
						(小計)	箇所数	(0)	(1)	(0)	(0)							
						延長	0	1,200	0	0								
		29	早出川		五泉	1 2 3	善願 不動堂	水衝 洗掘		右 1,100	右 6,900 左 3,400		欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入				
						4	上木越	水衝 洗掘			左 3,300	欠壊			木流し工、シート張工 ブロック投入			
						5 6 7	上木越	水衝 洗掘		右 1,100	右 1,500 左 1,700					欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入	
							(小計)	箇所数	(0)	(2)	(5)							(0)
							延長	0	2,200	16,800	0							
		31	太田川		五泉	8 9	三本木 川瀬	堤防高 (流下能力)		右 3,900 左 3,900			越水	積み土のう工				
							(小計)	箇所数	(0)	(2)	(0)	(0)						
							延長	0	7,800	0	0							
		38	尾白川		五泉	10 11	小山田	堤防高 (流下能力)			右 200 左 200	越水	積み土のう工					
							(小計)	箇所数	(0)	(0)	(2)			(0)				
							延長	0	0	400	0							
39	仙見川		五泉	12 13	矢津川	洗掘			右 300 左 300	欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入							
					(小計)	箇所数	(0)	(0)	(2)			(0)						
					延長	0	0	600	0									
35	信濃川	9	能代川	15 16	五泉	笹野町 南田中	堤防高 (流下能力) 堤防断面			右 5,000 左 5,000	越水 欠壊	積み土のう工 シート張工						
					(小計)	箇所数	(0)	(0)	(2)	(0)								
					延長	0	0	10,000	0									
		10	萩曾根川		五泉	17 18	中野 萩曾根	堤防高 (流下能力)			右 1,150 左 1,150	越水	積み土のう工					
						19 20	萩曾根 能代	堤防高 (流下能力)			右 1,340 左 1,500			越水 欠壊	積み土のう工 シート張工			
							(小計)	箇所数	(0)	(0)	(4)					(0)		
							延長	0	0	5,140	0							
						11	後田川		五泉	20 21	新保 橋田			堤防高 (流下能力)			右 2,200 左 2,200	越水 欠壊
			(小計)	箇所数	(0)					(0)	(2)	(0)						
			延長	0	0					4,400	0							
		14	滝谷川		五泉	23 24	村松 (仲丁)	堤防高 (流下能力)	右 310 左 310			右 130 左 130	越水 欠壊	積み土のう工 シート張工				
						25 26	中島	堤防高 (流下能力)			右 300 左 300	越水 欠壊			積み土のう工 シート張工			
							(小計)	箇所数	(2)	(0)	(2)					(2)		
							延長	620	0	600	260							
						16	辻川		五泉	27 28	刈羽	堤防高 (流下能力)				右 1,200 左 1,200		越水 欠壊
			(小計)	箇所数	(0)					(2)	(0)	(0)						
	延長	0	2,400	0	0													

水系 番号	水系名	河川 番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	市	大字		重要区間	A	B			
35	信濃川	17	牧川	29 30	五泉	笹野町	堤防高 (流下能力)		右 2,630 左 2,630			越水 欠壊	積み土のう工 シート張工
				31 32	五泉	牧	堤防高 (流下能力)		右 400 左 400			越水 欠壊	積み土のう工 シート張工
						(小計)	箇所数	(0)	(4)	(0)	(0)		
				(小計)	延長	0	6,060	0	0				
		19	五部一川	33 34	五泉	千原 寺田	堤防高 (流下能力)		右 5,000 左 5,000			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張工
						(小計)	箇所数	(0)	(0)	(2)	(0)		
		(小計)	延長	0	0	10,000	0	0					

第3節 国土交通省直轄河川

河川名	位置			管理 団体	重要度			要注意 区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	市	大字	距離標		重点区間	A	B				
阿賀野川	新潟	下新	23.2k ~23.8k-230m	五泉市				左 640	新堤防 (H26.3完成)		
	新潟	下新	23.8k-23m	五泉市				左 560	新堤防 (H26.3完成)		
	五泉	一本杉	24.4k-7m ~24.6k-157m	五泉市				左 398	新堤防 (H26.3完成)		
	五泉	一本杉	25.4k+104m ~26.2k	五泉市				左 508	漏水の恐れ有りB	漏水	月の輪工・釜段工
	五泉	高山	26.2k ~26.6k	五泉市				左 385	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	五泉	高山	26.6k ~26.8k+70m	五泉市				左 249	堤防高 (流下能力) 不足B 堤防断面不足B 漏水の恐れ有りB	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 木流し工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	五泉	高山	26.8k+70m ~27.0k	五泉市				左 175	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	五泉	論瀬	27.8k ~27.8k+100m	五泉市				左 100	旧川跡		
	阿賀野	渡場	28.8k ~28.8k+100m	五泉市				左 100	旧川跡		
	阿賀野	渡場	29.0k ~29.2k	五泉市				左 289	堤防高不足B	欠壊	木流し工・築廻し工
	五泉	渡場	29.2k ~29.8k	五泉市				左 818	漏水の恐れ有りB 法崩れ・すべり不安有りB	漏水 法崩	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	五泉	渡場	29.8k ~30.0k	五泉市				左 204	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB 法崩れ・すべり不安有りB	越水 漏水 法崩	積み土のう工 月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	五泉	笹堀	30.0k ~30.2k+102m	五泉市				左 292	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	笹堀	30.2k+102m	五泉市					堤防高 (流下能力) 不足B	越水	積み土のう工
	五泉	小流	30.4k+152m ~30.8k	五泉市				左 271	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	五泉	小流	30.8k ~31.6k	五泉市				左 736	漏水の恐れ有りB	漏水	月の輪工・釜段工
	五泉	馬下	31.6k ~32.0k+149m	五泉市				左 511	堤防高 (流下能力) 不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	五泉	馬下	32.0k+149m ~32.2k+50m	五泉市				左 100	堤防高 (流下能力) 不足B 堤防断面不足B 漏水の恐れ有りB	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 木流し工・築廻し工 月の輪工・釜段工

河川名	位置			管理 団体	重要度			要注意 区間	現況	予想され る危険	対策水防工法
	市	大字	距離標		重点区間	A	B				
	五泉	馬下 小松	32.2k+50m ～32.6k	五泉市			左 363		堤防高（流下能力）不足B 漏水の恐れ有りB	越水 漏水	積み土のう工 月の輸工・釜段工
	五泉	馬下 小松	32.6k ～33.6k+68m	五泉市			左 1,208		堤防高（流下能力）不足B	越水	積み土のう工
	五泉	小松	33.6k+170m ～34.0k	五泉市			左 163		堤防高（流下能力）不足A	越水 漏水 法崩	積み土のう工
			(小計)	箇所数	(2)	(2)	(16)	(6)			
			延長	0	163	6,378	1,798				
早出川	五泉	下新 羽下	0.0k ～1.0k	五泉市			左 927		法崩れ・すべり不安有りB	法崩	シート張工・築廻し工
	五泉	三本木	2.0k ～3.2k	五泉市			左 1,228		法崩れ・すべり不安有りB 漏水の恐れ有りB	法崩 漏水	シート張工・築廻し工 月の輸工・釜段工
	五泉	三本木	3.2k ～3.6k+100m	五泉市			左 500		法崩れ・すべり不安有りB	法崩	シート張工・築廻し工
	五泉	三本木	3.6k+100m ～4.2k	五泉市				左 468	旧川跡		
	五泉	三本木	4.2k ～4.6k	五泉市			左 354		法崩れ・すべり不安有りB	法崩	シート張工・築廻し工
			(小計)	箇所数	(0)	(0)	(4)	(1)			
				延長	0	0	3,009	468			
	五泉	下新 羽下 下条	0.0k ～1.4k	五泉市				右 805	法崩れ・すべり不安有りB 漏水の恐れありB	法崩 漏水	シート張工・築廻し工 月の輸工・釜段工
	五泉	羽下	0.4k+100m ～1.0k	五泉市				右 557	旧川跡		
	五泉	下条 三本木	1.8k ～2.4k	五泉市				右 553	旧川跡		
	五泉	三本木 一本杉 赤海	3.2k ～4.6k	五泉市			右 1,465		法崩れ・すべり不安有りB	法崩	シート張工・築廻し工
		(小計)	箇所数	(0)	(0)	(2)	(2)				
			延長	0	0	2,270	1,110				

第4節 構造上危険な構造物

国土交通省直轄河川

河川名	位置			構造物名	管理 団体	重要度	現況	予想され る危険	対策水防工法
	市	大字	距離標						
阿賀野川	五泉 阿賀野	馬下 小松	32.4k+120m ～32.4k+120m	馬下橋	新潟県	B		せきあげ	木流し工、川倉工
早出川	五泉	羽下	0.4k+80m ～0.4k+65m	羽下大橋	五泉市	A	桁下高不足A 径間長不足	越水	積み土のう工

第4章 気象状況・洪水予報・雨量水位等の情報

第1節 気象状況の連絡

気象状況の連絡については、第2章第2節 水防態勢時における関係機関の連絡系統により行う。

第2節 洪水予報の連絡

1 洪水予報を行う河川

水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川は次のとおりである。また、洪水予報の連絡については、第2章第2節 水防態勢時における関係機関の連絡系統により行う。

河川名	区域	洪水予報 基準地点	担当官署名
阿賀野川	左岸 新潟県五泉市 馬下字大沢から海まで	馬下	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台

2 洪水予報の例示

阿賀野川洪水予報は次の例により連絡される。

阿賀野川洪水予報文

阿賀野川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

阿賀野川洪水予報 第 号		
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警戒(発表)
洪水警戒	洪水注意報(警戒解除)	洪水注意報解除
平成	年	月 日 時 分
国土交通省阿賀野川河川事務所 共同発表		
気象庁新潟地方気象台		

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	阿賀野川では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文14	国
	2	阿賀野川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文15	
	3	阿賀野川では 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文16	
	4	阿賀野川では 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文17	
	5	阿賀野川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文18	
	6	阿賀野川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文19	
	7	阿賀野川では はん濫危険水位を下回る →主文20	
	8	阿賀野川では 避難判断水位を下回る →主文21	
	9	阿賀野川では はん濫注意水位を下回る →主文22	
	10	阿賀野川では はん濫が発生	
	11	阿賀野川では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	12	阿賀野川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	13		

主 文	14	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫注意水位（レベル2）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	15	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	16	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	17	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。今後、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました（レベル3）。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	21	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位を下回りました（レベル2）。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
	22	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫注意水位を下回り（レベル1）、危険はなくなったものと思われれます。	
	降 雨 と 水 位 の 現 況	23	
2 阿賀野川の満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。			
24			
降 雨 と 水 位 の 予 想	25	（台風第_____号・_____低気圧・_____前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、	国
	26	降り始めの	
	27	1 _____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ	
		2 _____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ	
		3 （に達しました・となっています）。	
	28	また、（ _____ ところにより・_____ ）1時間に、_____ミリの雨が降っています。	
	29	現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。	
	30		
	31	1 阿賀野川の水位は_____日_____時現在、次のとおりです。	
		2 馬下水位観測所（五泉市馬下）で_____。_____m（水位危険度レベル（1・2・3・4・5））（上昇中・横ばい・下降中）	
3 満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）で_____。_____m（水位危険度レベル（1・2・3・4・5））（上昇中・横ばい・下降中）			
32			
降 雨 と 水 位 の 予 想	33	この雨は、（ 今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる ）でしょう。	国
	34	1 _____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ	
		2 _____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ	
		3 の見込みです。	
	35		
	36	1 阿賀野川の水位は、_____日_____時頃には、次のとおりと見込まれます。	
2 馬下水位観測所（五泉市馬下）で_____。_____m程度（水位危険度レベル（1・2・3・4・5））			
3 満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）で_____。_____m程度（水位危険度レベル（1・2・3・4・5））			
37	_____の水位は_____日_____時頃 最高となり、その水位は_____。_____m程度と見込まれます。		
38			

参 考	馬下水位観測所(受け持ち区間 左岸 五泉市馬下から新潟市秋葉区下新、右岸 阿賀野市小松から阿賀野市千唐仁) はん濫危険水位22.8m 避難判断水位22.60m はん濫注意水位(警戒水位)20.15m 平常水位17.4m 満願寺水位観測所(受け持ち区間 左岸 新潟市秋葉区下新から新潟市東区松浜、右岸 阿賀野市千唐仁から新潟市北区松浜) はん濫危険水位8.70m 避難判断水位8.45m はん濫注意水位(警戒水位)6.50m 平常水位3.3m
	水位危険度レベル <ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

水位関係 : 国土交通省 阿賀野川河川事務所 調査課 0250-23-4461 (内線354)

気象関係 : 気象庁 新潟地方気象台 観測予報課 025-244-1705

第3節 雨量水位等の情報

1 災害対策本部と関係機関との連携

五泉市内において雨または洪水に関する注意報が発表されたときは、災害対策本部において適時新潟地方気象台等の降雨状況の把握に努めるとともに、その状況を関係機関に通報するものとする。

2 雨量水位等の情報収集

ア インターネット等による情報収集

情報内容	提供機関	アドレス	
雨量 河川の水位	国土交通省	パソコン用	http://www.river.go.jp/
		携帯電話用	http://www.i.river.go.jp/
	新潟県土木部	パソコン用	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/
		携帯電話用	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/
洪水情報	気象庁	パソコン用	http://www.jma.go.jp/jp/flood/

イ 電話による水位観測情報

(単位：m)

河川名	観測所名	地名		水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)	堤防高	電話番号
		市	大字						
阿賀野川	馬下	五泉市	馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	24.15	0120-38-7911
早出川	善願	五泉市	善願	12.80	14.00	14.50	15.10	17.60	0120-38-7611
早出川	不動堂	五泉市	不動堂	33.97	35.35	35.66	36.35	40.51	0250-24-7374
能代川	北上	新潟市	北上	3.50	5.00	5.90	6.40	10.06	0250-24-7374
能代川	千原	五泉市	千原	10.51	11.23	11.64	12.50	14.80	0250-24-7374

ウ 量水標による水位観測情報

(単位：m)

河川名	量水標 観測所名	地名		水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)	堤防高
		市	大字					
阿賀野川	馬下	五泉市	馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	24.15
早出川	善願	五泉市	善願	12.80	14.00	14.50	15.10	17.60
早出川	不動堂	五泉市	不動堂	33.97	35.35	35.66	36.35	40.51
能代川	北上	新潟市	北上	3.50	5.00	5.90	6.40	10.06
能代川	千原	五泉市	千原	10.51	11.23	11.64	12.50	14.80

第5章 水防警報計画

第1節 水防警報を行う河川及び水防警報発表者

次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ水防警報を発するものとし、河川ごとにそれぞれ定めた長が直接これを発表する。

所管	河川名	区	域	発表者
国土交通大臣	阿賀野川	左岸 阿賀野市小松字向島 阿賀野川頭首工から海まで		阿賀野川 河川事務所長
	早出川	右岸 阿賀野市小松字上川原 阿賀野川頭首工から海まで		
新潟県知事	早出川	左岸 五泉市赤海字下島 1053 番地の3地先の善願橋から 幹線合流点まで		阿賀野川 河川事務所長
		右岸 五泉市赤海字善願 2892 番地地先の善願橋から 幹川合流点まで		
	阿賀野川	左岸 五泉市小面谷から 五泉市赤海字下島 1053 番地の3地先の善願橋まで		新潟地域振興局 新津地域整備部長
新潟県知事	阿賀野川	右岸 五泉市小面谷から 五泉市赤海字善願 2892 番地地先の善願橋まで		津川地区振興 事務所長
	能代川	左岸 福島県境から 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで		
		左岸 五泉市笹野町から 小阿賀野川合流点まで		新潟地域振興局 新津地域整備部長
		右岸 五泉市千原から 小阿賀野川合流点まで		

第2節 水防警報の対象となる水位観測所

水防警報の対象となる水位観測所は次表のとおりとする。

(単位：m)

河川名	量水標 観測所名	地名		水防団待 機水位 (通報水位)	はん濫注 意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	はん濫危 険水位 (特別警戒 水位)	管理者名
		市	大字					
阿賀野川	馬下	五泉市	馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	国土交通省
早出川	善願	五泉市	善願	12.80	14.00	14.50	15.10	国土交通省
早出川	不動堂	五泉市	不動堂	33.97	35.35	35.66	36.35	新潟地域振興局 新津地域整備部
能代川	北上	新潟市	北上	3.50	5.00	5.90	6.40	新潟地域振興局 新津地域整備部
能代川	千原	五泉市	千原	10.51	11.23	11.64	12.50	新潟地域振興局 新津地域整備部

第3節 水防警報の段階と範囲

水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときに行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
第2段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
第3段階	状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

第4節 各対象量水標の水防警報範囲

河川名	量水標名	準備	出動	状況	解除
早出川	善願不動堂	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況により水位が警戒水位を越える恐れがあり、又は警戒水位を越え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が警戒水位以下に復したとき。ただし、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
能代川	北上千原				

第5節 水防警報の例示

水防警報及び水防情報提供は次頁に示す例により行う。

水位周知・水防警報の例示

河川名	〇〇川
(観測局)	〇〇
警戒レベル	4

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】

通知	内容	種類	号数
〇	水位周知	〇〇川 氾濫危険情報	第 号
〇	水防警報	〇〇観測所 出動 区間: 〇〇 ~ 〇〇	第 号

令和 元年 〇月 〇日 〇時 〇分 発表

〇〇地域振興局長

No.	内容	〇〇観測所			
	基準水位(流量)観測所				
	堤防天端(流量)	m		m	m
	氾濫危険水位 ※1(流量)	m		m	m
	避難判断水位 ※2(流量)	m		m	m
	氾濫注意水位 ※3(流量)	m		m	m
	水防団待機水位 ※4(流量)	m		m	m
1	雨量情報	累計雨量 [〇〇] 観測所では、 〇日 〇時 〇分現在で 〇 mmに達しました。 時間雨量 [〇〇] 観測所では、 〇日 〇時 ~ 〇時の1時間で、 〇 mmを観測しました。 現在は、 強い雨が降り続いています。			
2	水位情報	現在の水位(流量)	[〇〇] 観測所では、 〇日 〇時 〇分現在で 〇 m (m ³ /s) です。 氾濫危険水位となり 堤防天端まであと 〇 mです。 現在は、 上昇中です。 水位変動量は1時間あたり 〇 m程度です。		
		[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m ³ /s) 堤防天端まであと mです。 現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。			
		[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m ³ /s) 堤防天端まであと mです。 現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。			
3	水防機関伝達	水防機関は、 出動し、堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。			
4	ダム情報	[〇〇] ダムは、 〇日 〇時 〇分に 洪水警戒体制を継続中です [〇〇] ダムは、 〇日 〇時 〇分に 洪水調節を開始しました。			
5	堤防等情報	堤防は、 一部箇所 で 漏水 する恐れがあります。 地先名は、次のとおりです。 地先名			
6	避難勧告等支	堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。 避難自由記入			
伝達確認	通知先	河川事務所	〇〇市		河川管理課
	電話番号				025-280-5414
	通報者				
	受報者				
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分

【問い合わせ先】

〇〇市〇〇地内の避難情報： 〇〇市〇〇課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
河川情報： 〇〇地域振興局地域整備部治水課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【警戒レベル】

レベル	水位	内容
5	氾濫発生	氾濫への警戒を求める段階
4	※1 氾濫危険水位 (特別警戒水位)	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
3	※2 避難判断水位	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3 氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です。
1	※4 水防団待機水位 (通報水位)	水防団が体制を整える段階

【ダムのただし書き操作】

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることで、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

第6節 消防団による水防巡視及び水防受持区域

ア 水防巡視及び水防活動

本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、地域防災計画 水防計画編に基づき直ちに消防長に対しその通報を通知し、消防長は消防団長に対し各河川の水防受持区域の河川、水門及び樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川の水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったとき又は洪水の危険が予想されるときから洪水の危険がなくなるまでの間、消防長は必要な消防団員を招集し、警戒及び水防活動等に当たらせるものとする。

イ 水防受持区域

消防団の水防受持区域を次のとおり定める。なお、消防団長は必要に応じ分団の水防受持区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがあるものとする。

河川名 湖沼名	区域		担当分団・部	人員	集合場所	責任者
	位置	延長(m)				
早出川	不動堂橋 から 早出川橋	右岸 2,600	第3分団第1部	15	器具置場(大蔵)	第3分団長
	早出川橋 から 太川橋	右岸 2,400 左岸 2,400	第2分団第2部 第4分団第6部	10 10	器具置場(川瀬) 器具置場(赤羽)	第2分団長 第4分団長
	太川橋 から 善願橋	右岸 1,600 左岸 1,600	第2分団第3部 第6分団第5部	10 10	器具置場(下町歩) 器具置場(論瀬)	第2分団長 第6分団長
	善願橋 から 三本木橋	右岸 1,200 左岸 1,200	第1分団第7部 第6分団第2部	10 10	器具置場(太田) 器具置場(一本杉)	第1分団長 第6分団長
	三本木橋 から 下条大橋	右岸 1,800 左岸 1,800	第1分団第6部 第6分団第3部	10 10	器具置場(三本木) 器具置場(桑山)	第1分団長 第6分団長
	下条大橋 から 新潟市境	右岸 1,600 左岸 1,600	第1分団第8部 第6分団第3部	10 10	器具置場(四ヶ村) 器具置場(桑山)	第1分団長 第6分団長
	三の宮 から 矢津	左岸 3,300	第7分団第3部 第7分団第4部 第7分団第5部	8 8 8	器具置場(東石曾根) 器具置場(荒屋) 器具置場(上木越)	第7分団長 第7分団長 第7分団長
	木越 から 水戸野	右岸 1,500 左岸 2,800	第2分団第1部 第3分団第1部 第3分団第2部 第3分団第3部 第3分団第4部	8 8 8 8 8	器具置場(矢津) 器具置場(水戸野) 器具置場(暮坪) 器具置場(松野) 器具置場(小面谷)	第2分団長 第3分団長 第3分団長 第3分団長 第3分団長

河川名 湖沼名	区 域		担当分団・部	人員	集合場所	責任者
	位 置	延長(m)				
能代川	六条橋 から 新保大橋	右岸 1,670 左岸 1,670	第5分団第3部 第2分団第6部	15 10	器具置場(西四ツ屋) 器具置場(能代)	第5分団長 第2分団長
	新保大橋 から 新千歳橋	右岸 1,520 左岸 1,520	第2分団第5部 第5分団第4部	20	器具置場(今泉) 器具置場(寺本)	第2分団長 第5分団長
	新千歳橋 から 山崎橋	右岸 1,090 左岸 1,090	第5分団第5部 第5分団第6部 第2分団第7部	10 10 10	器具置場(丸田) 器具置場(山崎) 器具置場(土深)	第5分団長 第5分団長 第2分団長
	山崎橋 から 猿橋	右岸 1,210 左岸 1,210	第1分団第8部	10	器具置場(四ヶ村)	第1分団長
	千原	右岸 350 左岸 350	第5分団第5部 第6分団第2部 第6分団第3部 第6分団第4部 第4分団第6部	8	器具置場(中野橋) 器具置場(上野) 器具置場(下大蒲原) 器具置場(上大蒲原) 器具置場(下戸倉)	第5分団長 第6分団長 第6分団長 第6分団長 第4分団長
	千原 から 笹野町	右岸 700 左岸 700		8 8 8		
	笹野町 から 上大蒲原	右岸 5,000 左岸 5,000		8		
後田川 滝ノ入川	右岸 4,000 左岸 4,000	第5分団第1部	10	器具置場(橋田)	第5分団長	
宮古川	右岸 2,000 左岸 2,000	第5分団第2部	10	器具置場(尻上)	第5分団長	
首戸沢川 水上沢川 阿賀野川	両岸 1,000 両岸 1,000 左岸 2,500	第4分団第1部	10	器具置場(佐取)	第4分団長	
水頭沢川 カチカ入沢川 下谷大沢川 阿賀野川	両岸 1,000 両岸 1,000 両岸 1,300 左岸 2,500	第4分団第2部	10	器具置場(馬下)	第4分団長	
上ノ入川 風越川	両岸 2,500	第3分団第1部	15	器具置場(大蔵)	第3分団長	

河川名 湖沼名	区 域		担当分団・部	人員	集合場所	責任者
	位 置	延長(m)				
大沢川		両岸 5,000	第3分団第2部	10	器具置場(菅出)	第3分団長
新江川		両岸 5,000	第3分団第2部 第3分団第4部	20	器具置場(菅出) 器具置場(中川新)	第3分団長 第3分団長
尾白川		両岸 4,000	第3分団第3部	10	器具置場(小山田)	第3分団長
大谷川		両岸 1,500	第3分団第3部	10	器具置場(小山田)	第3分団長
不動堂川		両岸 1,000	第3分団第1部	15	器具置場(大蔵)	第3分団長
仙見川	矢津川	右岸 300 左岸 300	第2分団第2部 第2分団第3部 第2分団第4部	8 8 8	器具置場(矢津川) 器具置場(川内) 器具置場(下阿弥陀瀬)	第2分団長 第2分団長 第2分団長
	夏針	左岸 1,500	第2分団第5部 第2分団第6部	8 8	器具置場(熊沢・阿弥陀瀬) 器具置場(夏針)	第2分団長 第2分団長
滝谷川	千原 から 城町	両岸 2,630	第7分団第1部 第7分団第2部 第7分団第6部	10 8 8	器具置場(新田町) 器具置場(千原) 器具置場(本田屋)	第7分団長 第7分団長 第7分団長
	中島	両岸 300	第1分団第1部 第1分団第2部 第1分団第3部 第4分団第1部 第4分団第2部 第4分団第3部 第4分団第4部	15 15 15 8 8 8 8	器具置場(駅前通) 器具置場(城町) 器具置場(寺町) 器具置場(別所) 器具置場(安出) 器具置場(蛭野) 器具置場(新屋)	第1分団長 第1分団長 第1分団長 第4分団長 第4分団長 第4分団長 第4分団長
五部一川	千原 から 寺田	両岸 5,000	第5分団第6部 第5分団第7部 第6分団第1部	8 8 8	器具置場(青橋) 器具置場(南田中) 器具置場(寺田)	第5分団長 第5分団長 第6分団長
辻川	中名沢 から 刈羽	両岸 3,850	第5分団第3部 第5分団第2部 第5分団第4部	8 8 8	器具置場(中名沢) 器具置場(長橋) 器具置場(刈羽)	第5分団長 第5分団長 第5分団長
牧川	笹野町	両岸 1,500	第5分団第1部 第6分団第5部	8 8	器具置場(笹野町) 器具置場(寺下)	第5分団長 第6分団長
	牧	両岸 400	第6分団第6部	8	器具置場(原)	第6分団長

第6章 水防に関する応急対策

第1節 水防管理団体の出動

1 非常配備

水防管理者（市長）が消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- ② 水防警報指定河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

ア 消防団に対する非常配備

① 待機

水防管理者（市長）はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

待機の指令はおおむね次の状況の際に発する。

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、且つ警報が発表されるような状況の場合。

② 準備

消防団長は資材及び器具の整備点検の指示や団員の配備計画等に当たり、河川等の水防上重要な箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。準備の指令はおおむね次の状況の際に発する。

河川の水位がなお上昇し、警戒水位を越える恐れがあるとき。

③ 出動

消防団の全員が所定の場所に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が警戒水位以上に上昇の恐れがあり、出動の必要を認めたとき。

2 巡視出動の連絡

水防管理者（市長）は次の各号の行動または作業をしたときは、直ちに新潟地域振興局新津地域整備部長に、また直轄河川にあっては、国土交通省阿賀野川河川事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条、30条、31条）

- ア 堤防等を巡視して異常を発見した時
- イ 消防団が出動した時
- ウ 水防上危険箇所等に水防作業を開始した時

3 水防解除

水防管理者（市長）は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、水防に係る非常配備を解除する。

4 水防報告の例示

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告	
報告者機関名	No. _____
種別	通報の内容
<p>① 巡視出動状況</p> <p>_____日〔午前/午後〕_____時_____分 _____頃から _____頃まで _____川〔左岸/右岸〕 _____市町村</p> <p>_____地先 _____が _____名 _____〔イ. 出動し、河川の巡視を、 ロ. 被災ヶ所にむけ、出動します。〕</p> <p>〔ハ. 実施します。 巡視所見等連絡事項 _____ ニ. 実施中です。 _____ ホ. 実施した。 _____〕</p>	
<p>② 被災作業状況</p> <p>_____川〔左岸/右岸〕 _____市町村 _____地先で _____が _____名により _____〔イ. を実施します。 ロ. を実施中です。 ハ. を実施しました。 ニ. を実施していません。〕</p> <p>〔水防工法 _____を _____〔数量 _____〕です。 資材の要請、見通し等連絡事項 _____〕</p>	
<p>③ 被災状況と要請事項</p> <p>_____日〔午前/午後〕_____時_____分 _____川〔左岸/右岸〕 _____市町村 _____地先 (河川距離標 _____km)</p> <p>_____において _____が _____の _____から _____ 〔イ. 堤防 _____ ロ. 護岸 _____ ハ. _____水門、樋門、樋管 _____ ニ. _____ ホ. 破堤 _____ ヘ. 越水 _____ ト. 欠損 _____ヶ所発生した。 チ. 法くずれ _____m _____ リ. 洗掘 _____ ヌ. 漏水 _____ ル. _____〕</p> <p>_____〔オ. する恐れがある。 カ. している。 コ. _____〕</p> <p>〔要請事項等 _____〕</p> <p>(注) 通信連絡では、欠損と決壊の区別がつかないので、決壊の場合は「破堤」ということ。 また、欠損の場合は、具体的に「〇〇」が欠損していること。</p>	

回覧																				
<p>④ 一般被害状況</p> <p>_____日〔午前/午後〕_____時現在 _____市町村 _____地区の人的被害は、 死者 _____名、行方不明者 _____名、重軽傷者 _____です。 主家の被害は、全壊、主?、半壊 _____戸で、 床上浸水 _____戸、床下浸水 _____戸です。浸水面積は _____ 宅地 _____ha、田畑等 _____haです。</p> <p>_____〔イ. 現在も被害が増大しています ロ. 調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。 ハ. 減水しはじめたので、今後は、被害の増大はないものと思われます。 ニ. _____〕</p>																				
<p>⑤ 避難状況</p> <p>_____市町村 _____地区住民は _____日〔午前/午後〕_____時 _____ 〔イ. に出された _____警察署の避難命令により _____名 _____ ロ. _____ ハ. 自主的に _____名 _____ ニ. 避難しはじめました。 ホ. 避難しています。 ハ. 避難を終了しました。〕</p>																				
<p>⑥ 受報・通報の確認</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受報者</td> <td>相手方連絡者</td> <td>受報時間</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____日〔午前/午後〕_____時_____分</td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td>相手方連絡者</td> <td>_____日〔午前/午後〕_____時_____分</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____日〔午前/午後〕_____時_____分</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____日〔午前/午後〕_____時_____分</td> </tr> </table>						受報者	相手方連絡者	受報時間	_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分	通報者	相手方連絡者	_____日〔午前/午後〕_____時_____分	_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分	_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分
受報者	相手方連絡者	受報時間																		
_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分																		
通報者	相手方連絡者	_____日〔午前/午後〕_____時_____分																		
_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分																		
_____	_____	_____日〔午前/午後〕_____時_____分																		

第2節 決壊時の措置

1 決壊の通報及び措置

堤防が決壊しまたはこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理者（市長）は直ちにこの状況を関係機関（新潟地域振興局新津地域整備部長、国土交通省阿賀野川河川事務所長、東日本旅客鉄道㈱五泉駅長、五泉警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要なる団体に通報しなければならない。（水防法第25条）

決壊後といえども水防管理者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第26条）

2 避難立退き

ア 避難の指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（市長）又はその命を受けた者は必要と認める区域の居住者に対し、立退き、またはその準備を指示することができる。この場合においては、五泉警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

イ 立退き

立退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、水防管理者（市長）と協力して誘導する。

水防管理者（市長）は、五泉警察署長及び消防長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第3節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（水防法第41条、23条の第3項、第4項）

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（水防法第42第2項）

2 公用負担

ア 水防のため必要あるときは水防管理者（市長）またはその命を受けた者は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器
- ④ 工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、次のような証明書を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

公用負担権限証明書	第 号
身 分	
氏 名	
上記の者に五泉市一円における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	氏 名 印

ウ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公用負担命令票	
負担者	住 所
	氏 名
	物件数量 負担内容（使用、収用、処分等） 期間摘要
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。	
年 月 日	
	命令者 氏 名 印

エ 損失補償

前記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第28条）

第4節 水門の操作

洪水時における水こう門、樋門等の操作は管理団体と速やかに協議しその開閉操作をする。水門、こう門、樋管等の管理者は毎年出水期に先立ち点検、整備を行うものとする。

第5節 協力・応援

ア 水防管理者（市長）は水防上必要があると認めるときは、五泉警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（水防法第22条）

イ 他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で水防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。（水防法第23条）

ウ 水防のため緊急の必要のあるときは他の水防管理者（市長）又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（水防法第23条）

第6節 水防報告

1 水防概況報告

水防管理者（市長）は、水防活動終了後2日以内に新潟地域振興局新津地域整備部長を経由して県庁土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川にあっては国土交通省阿賀野川河川事務所長にも概況を報告すること。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

2 水防活動実施報告（昭和53年1月28日付け、建設省河治発第4号、河川局長通達）

ア 水防管理団体の長は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第1号様式により、新潟地域振興局新津地域整備部長及び国土交通省阿賀野川河川事務所長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所の人員）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

イ 下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じ報告する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防団員または消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること。）
- ⑦ 水防法第28条による収用または使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

注）年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約35万円）以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際に必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防活動実施状況報告書により水防本部長に報告しなければならない。

水防活動報告書

作成者
住所
氏名

水防管理団体名

出水の概況	川 警戒水位 雨 量 m mm									
水防実施箇所	川 左右岸		地先		m					
日時	自	月	日	時	至	月	日	時		
出動	水防団員	人員	消防団員	人員	その他	人員	合計			
人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員			
水防作業の概況及び工法	箇所 工法 m									
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人	
	かます、俵	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人	
	麻袋、土俵									
	な									
丸										
その他										
使用資器材	居住者の出動状況 水防関係者の死傷 雨量水位の状況									
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

自 至
年 年
月 月

五 泉 市

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活 動 延 員 人	主 要 資 材 円	そ の 他 資 材 円	計 円	団 体 数	使 用 資 材 主 要 資 材 円	そ の 他 資 材 円	
五 泉 市 前 回 迄	—	—	円	円	円				
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計							円	円	円
累 計							円	円	円

第7節 通信・連絡

1 水防通信連絡及び非常電話の取扱い

水防通信連絡先及び非常電話の取扱いについては、「五泉市地域防災計画（資料編）」の2 情報伝達に関する資料 2-1 関係機関連絡表によるものとする。

2 その他の通信

災害時においては、市内のアマチュア無線団体「五泉アマチュア無線赤十字奉仕団」「村松アマチュア無線赤十字奉仕団」「JARL五泉クラブ」の協力を得て情報の収集及び伝達が可能となるよう通信の確保に努めるものとする。

3 放送機関との協力体制

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を經由して行う。

放送機関の連絡先については、「五泉市地域防災計画（資料編）」の2 情報伝達に関する資料 2-2 放送機関との協力体制によるものとする。

第7章 水防に関する予防対策

第1節 水防訓練

水防技術の向上をはかるため、国土交通省阿賀野川河川事務所及び新潟地域振興局新津地域整備部長の指導のもとに概ね次の種目の水防演習を行う。

- ア 木流し工法
- イ 積み土のう工法
- ウ 月の輪工法

第2節 五泉市災害ハザードマップ

国及び新潟県が作成した浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図のデータを基に、「五泉市災害ハザードマップ」を作成した。(平成29年度)

この災害ハザードマップを配布・周知することにより、災害時における地域住民の自主的な避難行動を支援し、人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の防災意識のより一層の普及啓発を図る。

災害ハザードマップの内容については以下のとおりである。

- ・洪水浸水想定区域
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ・指定避難所一覧
- ・各種防災学習情報

第3節 水防資材

1 水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫並びに備蓄資材の日常的な維持管理は都市整備課が行う。

水防資材の備蓄状況は別表「水防資材備蓄一覧表」のとおりである。

2 水防資材の調達

各分団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域で資材を調達するものとする。

その場合はその旨を消防長に報告するものとし、消防長は水防管理者へ報告するものとする。

3 水防資材備蓄一覧表

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																	
		郡市	町村区	大字		布	む	杭	鉄	鉄	蛇	フ	ビ	T	ロ	ワイ	油	川	吸	異	ス	掛	ハ
						袋	し	縄	製	線	籠	ト	ニール	型	ワイヤー	中	倉	着	型	コ	矢	ン	
類	ろ	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁					
早出川	補	五泉		旭町	五泉市	3,200		69	51	310	150			9	1						80	14	13
	〃			早出端	〃	5,000		60	140		100										10	2	
	自	〃		善願	〃	2,000		60	80		100										10	2	
阿野賀川	補	五泉		論瀬	五泉市	4,000		120	150		200										20	4	
新江川尾白川三浜川	自	五泉		中川新	五泉市	2,000		60	100		100	30									10	2	
大沢川上ノ入川風越川	自	五泉		大蔵	五泉市	4,000		240	90		130	50									20	4	
大沢川 阿賀野川 加生上沢川 首戸沢川	自	五泉		菅出	五泉市	600		9													3		
	自	五泉		佐取	五泉市	600		9													3		
全河川	自	五泉		本久	五泉市	4,000		64	45	40	100										15	7	1
	〃	〃		松野	〃	4,000		64	65		100										39	13	5
	〃	〃		南田中	〃	2,000		64	56	4	100										36	12	4
				(計)	#####		819	777	354	#####	80		9	1							246	60	23

※ 縄については、玉縄1個当り3kgで換算する

ツルハシ	水										防										器										材									
	鍬	斧	鎌	ベ ン チ	鋤	鉋	し の	カ ッ タ l	照 明 器 具	一 輪 車	タ コ	葛 口	綱 製 月 の 輪	か ま す	鉄 バ イ ブ	ビ ニ ール バ イ ブ	板 類	リ ヤ カ l	コ ン パ ネ	バ l	マ サ カ リ	水 タ ル	と い	矢 板	救 命 胴 衣	ジ ヤ ン ボ 土 の う	畳	タ i ル プ ロ ッ	オ イ ル フ エ ン	梯 子										
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m											
2	2				14	14	8		25	4		3				2							3																	
2	2																																							
2	2																																							
4	2											1																												
2	2																																							
4	4																																							
20	5	4	7	12	3	1	12	4		3		7																												
20		5		11	4	7	11	4		3		7																												
20		5		11	4	7	11	3		3		7																												
76	19	14	7	34	11	29	48	19		34	4	25				2																								

第 8 章 出水期における特定地域の防災（水防）計画

第 1 節 佐取地域防災（水防）計画

1 佐取地域防災（水防）計画

(1) 水防用資材の配備

資材 \ 場所	佐取集落	咲花温泉自衛消防隊
麻 袋	300袋	300袋
玉 縄	2 玉	1 玉

(2) 救助避難用具の配備

各旅館（11 軒）に避難用ロープ 30m のものを 1 本常備する。また、このほか 100m ロープ 1 本を防災連絡部に常備する。

(3) 危険区域の巡視

危険を事前に察知するとともに災害防止のため気象警報発令、阿賀野川洪水警報発令により、佐取集落及び咲花温泉自衛消防隊本部と協議のうえ、次の巡視体制を確立し警戒する。

巡視員

河川名 \ 巡視員	消防署員	消防団 佐取消防部	協力員	計
首戸沢川	1	1	咲花 2	8
水上沢川	1	1	佐取 2	

※ 巡視員は原則として 30 分毎に、緊急事態についてはその都度佐取集落及び咲花温泉自衛消防隊本部へ報告する。

(4) 災害応急対策

ア 水防警報発令時及び引き続き水位の上昇が予想され、災害対策本部長が必要と認めるとき、または佐取集落及び咲花温泉自衛消防隊本部の要請によって防災要員の配備を指示する。

イ 要員配備

消防機関と佐取集落から配備する。

(5) 佐取地区防災連絡部の設置

部長	1名
副部長	1名
部員	2名
町内会長	1名
消防署員	1名
警察官	1名
計	7名

- ※ 本部との連絡・情報収集等にあたり適切な処置を行い、部員は部長の指示により警報伝達及び避難誘導等にあたる。
- ※ 市職員の配置については、別に定める。

(6) 避難所の設置

管理者	1名
連絡員	1名
保健師	1名
計	3名

- ※ 本部との連絡と避難住民の管理にあたる。
- ※ 市職員の配置については、別に定める。

(7) 避難連絡員及び誘導と管理

- ア 避難指示等の指示等がなされたときは、誘導員（防災連絡部員）咲花温泉自衛消防隊の指示に従い避難するものとする。（首戸沢川）
- イ 咲花温泉自衛消防隊
阿賀野川揚川発電所で $3,000\text{m}^3/\text{s}$ の放流をした場合、注意喚起を発する。 $3,500\text{m}^3/\text{s}$ の放流量となった場合は避難準備を出して周知する。

(8) 指示方法

- ア 災害対策本部長が指示するもの
 - ① 消防団出動準備
 - ② 巡視員の配置・出動要請
 - ③ 佐取地区防災連絡部の設置
 - ④ 避難所の設置
 - ⑤ 高齢者等避難、避難指示

(9) 避難措置

令和7年4月末

地域名	世帯数	人口	伝達方法	避難誘導	避難場所
佐取 咲花温泉	40	72	伝令	警察官 消防署員 市職員	柳水園

第2節 郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災（水防）計画

1 郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災（水防）計画

(1) 水防用資材の配備

資材	場所	菅出消防器具置場	大蔵水防倉庫
麻袋		600 袋	4,000 袋
杭木			90 本
玉縄		3 玉	80 玉
鉄線			130 kg
スコップ		3 丁	20 丁
ツルハシ			4 丁
かけや			4 丁
鍬			4 丁

(2) 危険区域の巡視

1 時間に 20mm 以上の強い雨のときや、降り始めてから 100mm 以上の雨のときは注意が必要。また、洪水等の危険を事前に察知した場合は、災害防止のため各町内会長が協議をし、さらに災害対策本部と協議の上、次の巡視体制を確立し警戒する。

巡視員

河川名	巡視員	消防団員	協力員	計	摘要
大沢川		2	2	4	
上ノ入川		2	2	4	
風越川		2	2	4	
不動堂川		2	2	4	
計		8	8	16	

(3) 災害応急対策

災害警報発令時及び災害発生が予想され水防本部長が必要と認めたときは、防災要員の配備を指示する。

(4) 郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災連絡部の設置

部長	1名
副部長	1名
部員	1名
各町内会長	4名
消防署員	1名
警察官	1名
計	9名

※ 本部との連絡情報収集等にあたり、適切な処置を行い、部員は部長の指示により警報伝達及び避難誘導等にあたる。

※ 市職員の配置については、別に定める。

(5) 避難所の設置

管理者	1名
連絡員	1名
保健師	1名
計	3名

※ 本部との連絡と避難住民の管理にあたる。

※ 市職員の配置については、別に定める。

(6) 避難連絡員及び誘導

避難指示等がなされたときは、誘導員（防災連絡部員）消防団員の指示に従い避難するものとする。

(7) 指示方法

- ア 災害対策本部長が指示するもの
- ① 消防団出動準備
 - ② 巡視員の配置・出動要請
 - ③ 郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災連絡部の設置
 - ④ 避難所の設置
 - ⑤ 高齢者等避難、避難指示

(8) 避難措置

令和7年4月末

地域名	世帯数	人口	伝達方法	避難誘導	避難場所
郷屋	48	120	伝令	警察官 消防署員 消防団員 市職員	大蔵集落 開発センター
大蔵	88	207			
柄沢	26	84			
不動堂	51	138			

第3節 防災（水防）に関する連絡系統図

